

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月13日
【会社名】	正栄食品工業株式会社
【英訳名】	SHOEI FOODS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本多市郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都台東区秋葉原5番7号 (注)平成25年8月19日から本店所在地 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号が上記のように移転しております。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長本多市郎は、当社の第66期第3四半期(自平成25年5月1日至平成25年7月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。